

箱根町景観施策推進会議第6回会議 次第

日時：平成23年2月3日(木) 午前9時30分から正午まで(予定) 場所：分庁舎4階 第7会議室
--

1 あいさつ

2 議題

(1) 公共サインガイドラインについて

ア 公共サインガイドラインについて(講義)

講師：景観まちづくりアドバイザー 田邊学氏

イ 自然公園法における屋外広告物の審査基準について(講義)

講師：環境省箱根自然環境事務所 所長 東岡 礼治氏

ウ 公共サインガイドラインの作成について

(ア) 神奈川県屋外広告物条例について

(イ) 公共サインガイドラインのコンセプトについて

(2) その他

議題1 公共サインガイドラインについて

ア 公共サインガイドラインについて(講義)

講師：景観まちづくりアドバイザー 田邊 学氏・・・資料1

イ 自然公園法における屋外広告物の審査基準について(講義)

講師：環境省箱根自然環境事務所 所長 東岡 礼治氏・・・資料2

ウ 公共サインガイドラインの作成について

(ア) 神奈川県屋外広告物条例について・・・資料3

(イ) 公共サインガイドラインのコンセプトについて・・・資料4

議題2 その他

日 時	平成 23 年 2 月 3 日(木) 午前 9 時 30 分から正午まで	場 所	分庁舎 4 階 第 7 会議室
出席者	会議メンバー：8 名 オブザーバー：箱根町景観まちづくりアドバイザー 田邊学氏、環境省箱根自然環境事務所長 東岡礼治氏 都市整備課：課長、勝俣副主幹、竹村主事補		
議題及び会議概要			
1 公共サインガイドラインについて			
ア 公共サインガイドラインについて（講義）			
箱根町景観まちづくりアドバイザー田邊学氏から、公共サインガイドラインの総論について講義していただいたもの。 < 概要 > 公共サインの機能、定義等の概念、公共サインの課題等のサインに関する基礎的な事項について説明された後、倉敷市のガイドラインを事例として定めるべき基準の詳細について説明されたもの。			
イ 自然公園法における屋外広告物の審査基準について（講義）			
環境省箱根自然環境事務所長東岡礼治氏から、箱根地域の自然公園法における屋外広告物の審査基準について講義していただいたもの。 < 概要 > 国立公園の概要、自然公園法における規制等、国立公園及び自然公園法の概要を説明された後、箱根地域の自然公園法における屋外広告物の審査基準の詳細について解説されたもの。			
ウ 公共サインガイドラインの作成について			
次のとおり、公共サインガイドラインの策定等について協議した。 < 協議結果 > 箱根町公共サインガイドラインのコンセプトについて 箱根町公共サインガイドラインの作成コンセプトは、事務局が資料 4 に提示した次の案のとおりメンバーに了承されたもの。 (1) 町の自然景観、街なみ景観に配慮する (2) 誰にでも分かりやすいものとする。 (3) 情報提供手段の側面からガイドラインの在り方について検証する。 (4) 本ガイドラインの策定を、屋外広告物の調査・研究の一環として捉え、町としての屋外広告物の在り方について検討する。 今後はこのコンセプトに基づき、その基準について調査・研究していく。			
2 その他			
次回の会議開催日時は平成 23 年 3 月 8 日(火)午前 9 時 30 分～正午までとなったもの。			
< 各議題の詳細については、別紙のとおり >			

<p>議題</p>	<p>(1)公共サインガイドラインについて ア 公共サインガイドラインについて（講義） 講師：箱根町景観まちづくりアドバイザー 田邊 学氏</p>
<p>講義の内容 （田邊 学氏）</p>	<p>景観まちづくりアドバイザーの田邊学です。今回の講義では、「公共サイン計画 景観・まちづくりの視点から」と題しまして、公共サインガイドラインの総論についてご説明させていただきます。</p> <p>1 公共サイン計画とは</p> <p>公共サインは、公共機関が設置主体となり、主に屋外空間に設置される公共的な視知覚情報と定義されます。</p> <p>その基本的機能としては、「案内」、「誘導」、「位置」、「解説」、「制限」に分類でき、また付加的機能としてまちなみを演出し、地域の景観の向上を図る機能や、複数の場所の情報を提供し、来訪者の回遊を促す機能もあると考えられます。</p> <p>では、公共サインと商業サイン（広告物）は何が違うのでしょうか。それは、求められる役割や、デザインが違うといえます。公共サインは多くの人が行動に必要な情報を正確に過不足なく提供する必要があるため、イメージより機能が優先します。しかし、屋外広告物は、特定対象者に施設や商品の魅力を訴求する情報を提供するため、機能よりイメージが優先されることもあります。</p> <p>次に、公共サインの課題について考えてみると、まず、情報の不統一が挙げられると思います。サインは人々にとって道しるべとなるものです。同じ形状のサインが繰り返されることによってサインとしての機能は増すといえるでしょう。バラバラのサインでは分かりにくくなってしまいます。</p> <p>情報の過不足も課題です。よく、簡略化された案内図を掲出しているサインを見かけますが、それだと、距離や方向等の正確な情報が伝わりません。過剰演出やデフォルメは避けるべきです。</p> <p>サインが溢れることによる情報の混在や景観への阻害も課題と言えます。私は、以前箱根関所通り景観まちづくり研究会に景観まちづくりアドバイザーとして派遣されましたが、その時関所通りには重複した交通サインが多いという印象を受けました。（ 註：現在は重複看板を撤去済み）過剰な大きさや</p>

色彩は、周囲の資源や眺望を阻害する要因となります。必要な情報以外は、他の媒体で代替していくことも考えるべきです。

また、近年問題となっているのが弱者対応への遅れです。高齢者、外国人、障がい者等へ配慮不足なサインが見受けられます。ユニバーサルデザインの導入を検討していくべきです。

これら課題を踏まえて、公共サイン計画の要点は、どのような利用者を対象とするか、サインを設置し管理する主体は誰なのか、どのような場所に設置するのか、どのような目的で整備するのか、表示する情報はどのような内容か等が挙げられるのではないかと考えます。

つまり、公共サイン計画とは、屋外空間における視覚情報のニーズと課題を踏まえ、総合的な情報体系としての公共サインのルールをつくりだすことであるといえます。

2 公共サイン計画の事例 倉敷市公共サインガイドラインをモデルに

では、公共サインガイドラインについて倉敷市公共サインガイドラインを事例として紹介します。

倉敷市では計画策定時に、「近年の国際化や障がい者への配慮を背景とした視覚情報規格化」、「色による識別表示や様々な形状、素材の多様化」、「観光都市として多くの方々を迎える案内板や施設表示の必要性」といった背景があり、ユニバーサルデザインの視点に立った見直しをしていくことを目的としました。

形状・素材の多様化について詳しく説明しますと、以前はサインを設置するコストは高かったのですが、5年くらい前から大判印刷が急速に普及してきたため、安価で簡単にサインを作成することができるようになりました。そのため、サインが必要以上に増えてしまい、形状や色彩も不統一なものが増えてしまったという背景があります。

次に、公共サインガイドラインの対象ですが、来訪者のための案内サイン、歩行者のための誘導サイン、公衆トイレ等の位置サインを基本としています。ただし、公共交通事業者が設置するサインや、道路標識、施設管理者が施設内にのみの誘導案内を行うためのサイン等は対象外としています。

また、倉敷市だけではなく、民間事業者が設置する観光案内板や商店街の看板、誘導サイン等も協力・連携していくこととしています。

基準を設置すべき項目として、表示デザイン、配置・施設整

備方針、表示内容、ユニバーサルデザインの整備、景観への配慮等を定めています。またサインの活用方針として、他のメディア、ツールとの連携、維持管理方針としてメンテナンスや管理システムについても取り入れています。

では、これらサインの整備方針について詳しくご紹介します。

サイン整備の基本的な考え方

基本的な考え方は3つあります。まず、「だれもが安全・安心して移動できるシステムづくり」としてユニバーサルデザインの視点を重視し、誰でも見つけやすく、移動の支障とならない位置に設置し、必要最小限の情報をシンプルに表示することを掲げています。

次に「目的までの円滑な誘導案内機能の整備」として、ルート、分岐点、拠点を設定し、必要なサインを効果的に配置するとともに、正確かつ必要な情報を分かりやすい手法で表示することを掲げています。最後に「地域特性を考慮した、快適なまちづくりへの貢献」として周囲の景観に配慮し、誘導案内に不要な機能や総力を削除していくこと等を掲げています。

表示デザイン基準

倉敷市では、公共サインとしては一般的な書体である、サンセリフ(ゴシック体)を基本としていますが、文章の内容や場所により明朝体や、丸ゴシック体も可能としています。

参考としてサインデザインに使用されているゴシック系フォントを挙げていますが、例えばフルティガーは「S」の形が鮮明に見えますよね。どのような書体を基準とするかによって作成者のデザインについての知識等も分かってきます。

他にも、基準では明度差、色の組合せ等について定めています。それら基準は高齢者や色弱者の方が見分けにくい配色、色相を避けるためです。また、サインに地図を掲出する際には、公園緑地や河川、川等はそれが違和感なく、自然に見える色相を使用するのが望ましいでしょう。また、似たような色づかいを使用する場合は、黒等で枠を設けることが必要です。この枠を設けるか設けないかで、色弱者の方にとっては大きな違いがあるのです。

言語表示については、原則、日本語と英語の2ヶ国語標記としています。これは、表示の見やすさ、分かりやすさを考慮したためです。また、情報の不足を補完するためにピクトグラム

を使用し、その凡例については多言語対応することとしています。

配置・施設整備方針

まず、ユニバーサルデザインの視点から視力の弱い人や、車いす利用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提とした場所選定や周辺整備の必要性について掲げています。

また、点字情報等手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高熱にならないような材質を選ぶこと、人為的な事故やいたずら対策としてメンテナンスが容易であること、夜間の顕在性を高める照明の設置も掲げています。

公共サインはビスの露出が少ないです。これも解体等をされるのを防ぐためです。そのような配慮も必要になってくると思います。

表示内容の基準

表示内容の基準としては、案内図等への表示内容の規格化、凡例・方位・スケールの規格化を掲げ、統一した分かりやすいサインとなるようにしています。また、現在地の住所や管理者名・連絡先を記入することも定めているものです。

ユニバーサルデザインの配慮方針

外国人旅行者への配慮として案内サインの凡例はできるだけ4カ国表示にし、ピクトグラムを積極的に活用することとしています。また、矢印については、できるだけ の4種類に限定して活用することとしています。

車いす使用者・歩行困難者への配慮としては、表示面の高さ設定、傍に近づけるような設置環境の確保・維持等を定めています。視覚障がい者への配慮についても、文字やピクトグラムの大きさ、配色にも配慮することとしています。

景観への配慮

誘導案内に不要な造形や過度な装飾を避けたシンプルなデザインとすること、またサインが至近距離に複数ある場合はその集約化に努めること、民間事業者についても景観に配慮した配置、設置計画を要請していくこと等を掲げています。

ガイドラインではこれら公共サインの基準を定めるとともに、その活用方針についても定めており、他のメディア・ツ

	<p>ルとの連携を掲げています。サインは設置すれば設置するほど、景観に与える影響は大きいので、少ない方がよいといえます。設置するサインは、表示面積を少なくするため、必要最低限の情報を提示し、その他の情報はホームページ、マップ等で補完し、それらとサインの連携を図る必要があります。</p> <p>3 まとめ</p> <p>公共サインの表示に必要なのは、ホスピタリティと分かりやすさです。過剰な色や装飾を避け、デザインはシンプルにするとともに、統一感を持たせることが必要です。職員の皆さんがデザインの基礎を身につけ、身の回りの小さなサインから見直していただけたらと思います。</p> <p>またサインを削減することも、情報性や景観の質を高めるための手段の一つと言えるでしょう。そして一番大切なのは、サインに頼ろうとするのではなく、人と人のつながりを大切に、地域で観光客の皆さんをご案内できるような温かい社会をつくっていくことではないでしょうか。</p>
<p>意見等</p>	<p>本講義について、出席者に意見等を伺ったもの。意見等については次のとおり</p> <p>これから公共サインガイドラインについて調査・研究していく上で大変参考になるお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。ガイドラインの策定に限らず、行政事務職員として看板等を設置する機会が多いので、デザイン、色彩等今回ご説明いただいた内容を今後の業務に役立てていきたいです。(財務課)</p> <p>今回、初めてガイドラインの総論について説明を受けましたが、非常に勉強になりました。環境課では注意喚起の公共サインを設置する機会が多いのですが、今回の講義を踏まえて具体的な運用について考えていきたいです。(環境課)</p> <p>景観、ユニバーサルデザイン等に配慮した公共サインガイドラインを策定していくことの難しさを感じました。ガイドラインをどのようにまとめていくのか、また強制力をどこまで持たせるのが、策定、運用していく上での課題だと思います。(上下水道温泉課)</p>

	<p>公共サインガイドラインについて、基礎的なことを理解することができました。多くの施設を所管している課なので、それら施設でのサインの掲出に今回の講義で得た知識を役立てていきたいと思います。(学校教育課)</p> <p>これまで箱根町版のガイドラインのイメージが持てませんでしたが、今回の講義で全体像が見えてきました。ありがとうございました。また私の仕事ですぐに看板の設置をする予定でありますので、本日の内容を活用していきたいと思います。(都市整備課)</p> <p>これまで色覚バリアフリーについては、あまり考慮していませんでしたので、今後史跡等の解説板等を設置する際は十分に配慮していきたいです。(生涯学習課)</p> <p>公共サインに関する様々なお話を聞くことができ、大変勉強になりました。書体、色彩等の基準を組み合わせ、誰にでも分かりやすい基準を作れるよう、今後に役立てていきたいです。(企画課)</p> <p>案内板を管理していますが、今回の講義を受けて、これまで作成した案内板が分かりやすいものとなっていたのか、改めて考える必要があると感じました。(観光課)</p>
--	--

<p>議題</p>	<p>(1)公共サインガイドラインについて イ 自然公園法における屋外広告物の審査基準について(講義) 講師：環境省箱根自然環境事務所 所長 東岡礼治氏</p>
<p>講義の内容 (東岡 礼治氏)</p>	<p>環境省箱根自然環境事務所の東岡です。私からは箱根町における自然公園法の屋外広告物の審査基準についてご説明します。</p> <p>そもそも国立公園という概念はアメリカで生まれたものであり、世界最古の国立公園は1872年に誕生したイエローストーン国立公園です。アメリカ西部開拓が進むなかで、この地域の自然環境を守るため、国民のための財産として少数の利益のために開発されないようにするために作ったのが、国立公園という制度です。</p> <p>さて、日本の国立公園についてですが、日本を代表する優れた自然の風景地を自然公園法に基づき指定しているもので、全国で</p>

29箇所、その面積は合計約209万haであり、国土の5.5%が国立公園となっています。その目的は自然の風景地の保護と適正な利用の推進が主になります。

日本の国立公園は、アメリカやカナダのような土地の権限を公園管理者が所有している造営物型自然公園ではなく、イギリスやイタリア、韓国と同じく土地所有の有無に係らず公園管理者が区域を定めて指定している地域性自然公園に分類されるものです。

この地域性自然公園のメリットとしては、公園指定にあたって土地を取得する必要がなく、広大な地域の保全が可能であることがいえます。反対にデメリットとしては、土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要なため、厳正な保護管理は困難であることが考えられます。そのため、地域住民の生活、地域振興などの複層的な管理が必要になるため、地方公共団体をはじめ関係者との協働で運営管理する必要があります。

その規制については、自然風景地の保護及び利用の適正化のために、利用を制限する利用規制計画と、公園区域を区分して、風景の保護上影響のある行為を規制するための保護規制計画があり、保護規制計画のなかで、制限に強弱をつけるため特別地域(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)、普通地域に地種を区分しています。

それら地域の行為の規制ですが、行為許可と行為届出の2種類があり、特別地域については許可、普通地域については届出が必要となります。その許可及び届出が必要となる行為の規制のなかに、屋外広告物も含まれます。

国立公園における屋外広告物の規制の考え方としては、広告物は、店舗名の表示、目的地までの案内など公園利用者、住民には必要不可欠なものですが、だからといって何の制限もなくなると、町に看板が溢れ、美しい自然と街なみを乱し、イメージダウンとなってしまいます。そのようなことにならないために、大きさ、数量、表示面積、色彩、表示内容等について制限することで、統一感を持たせ、自然景観になじませるとともに、集約化等を行い必要最小限の掲出にするように規制しています。

なお、他地域ではありますが、屋外広告物の指導例として阿蘇山や桜島、那須等の国立公園では全国チェーンの店舗であっても全国一緒の企業カラーに合わせるのではなく、その地域の基準に適合した色彩にさせていただいています。このような指導をすることで、地域の自然景観に溶け込むだけでなく、地域独自の店舗として逆に注目を集める等のメリットもあると考えられます。

では、箱根町における屋外広告物の審査基準について紹介して

	<p>いきます。</p> <p>屋外広告物の審査基準については、自然公園法施行規則第11条第20項において全国一律の許可基準が規定されています。その基準の内容を地域の自然的、社会的、条件に応じて具体化した管理計画があり、箱根においても箱根地域管理計画があります。この管理計画の基準は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱っています。</p> <p>(詳細基準については、別紙資料2参照)</p> <p>実際の屋外広告物の指導についてですが、のぼり等の軽微な広告物に違反が多いですが、根気を持って協力を求めていく必要があると思います。</p> <p>現在は、箱根町、神奈川県、環境省が連携して、地道に協力を求めています。年に3~4回、屋外広告物の合同パトロールを実施しています。</p> <p>また、今回の内容とは直接関係はありませんが、昨年、山梨県、静岡県等との協議会の中で富士山における標識類総合ガイドラインというものを策定しました。富士山の登山道はこれまで様々なサインが乱立してきました。それらは、公共団体や民間事業者等が分かりやすくするために設置したもののなのですが、あまりに色彩、形状等が異なるため、かえって利用者の混乱を招くことになっていました。近年は外国人観光客多いこともあり、改めてサインの集約化、誘導サインの規格化、多言語化ピクトグラムを活用等を取り入れたガイドラインを策定したものです。箱根町のガイドライン策定のご参考にしていただければと思います。</p>
意見等	<p>本講義について、出席者に意見等を伺ったもの。意見等については次のとおり</p> <p>他地域の国立公園ではコンビニエンスストアの外観、屋外広告物等をその地域の基準に適合した色彩に合わせてもらうよう指導されているとのことですが、箱根でそのような事例はあるのでしょうか。(都市整備課)</p> <p>これまで箱根では事例はありません。(東岡氏)</p> <p>審査基準について標識類は原則として茶地に白字となっていますが、この茶地とした経緯、根拠等についてお訊きたいのですが。(田邊氏)</p> <p>茶地とする前は、森林の中に溶け込むよう工作物の色彩を</p>

緑色にさせていただく指導をしていた時代もありました。しかしながら、例えば、電柱を緑色に塗ってしまうと、かえって人工的であることが目立つ結果となってしまったので、そのような経緯を経て自然に一番落ち着く色としてこげ茶色を基準として、現在では都市部でも交通標識などはこげ茶色に塗られたものが増えるなど、一般にも定着しているのではないのでしょうか。(東岡氏)

屋外広告物の色彩については、緑・白・茶・黒のうち3色以内となっていますが、マップに表示する色彩についてもこの限りなのではないのでしょうか。(田邊氏)

例えば、富士山では各ルート毎にサインの色を設定しています。利用者の利便を図るため、マップ等に基準以外の色彩を使用することについては可能です。(東岡氏)

電灯については、白色系のものとされていますが、電球そのものの色についても白色でなければ基準外となるのでしょうか。(田邊氏)

ネオンサイン等の色の付いた電球を規制するものであり、通常の電球の光の色であれば、特に問題ありません。(東岡氏)

案内図、解説板の審査基準に「設置者名の表示面積が300c㎡以下であること。」「1つの広告物に設置者名が重複して表示されないこと。」とあります。観光課では案内看板に広告を募り、掲出費用の補完とする案がでていますが、そのようなことは基準内で対応できるのでしょうか。(観光課)

基準に適合しないと考えます。(東岡氏)

電柱等に金属製の案内表示がよく掲出されていますが、それらについては許可及び届出の対象となるのでしょうか。また、電柱の地中化をしている場所では、その代替としてボックスのようなものが設置されていますが、それらに広告物を掲出するとやはり許可及び届出の対象となるのでしょうか。(企画課)

まず最初のご質問ですが、電柱への広告物の掲出及び表示は管理計画において禁止されていますので、許可することはできません。次にボックス等への掲出についてですが、地表から2.5m以下の高さで、建物の壁面、工作物等に表示する場合は許可申請及び届出は不要となりますので、2.5m以下

	で掲出するのであれば、許可及び届出の対象とはなりません が、詳細は相談してください。(東岡氏)
--	--

議題	(1) 公共サインガイドラインについて ウ 公共サインガイドラインの作成について
<p>事務局からの説明 (竹村主事補) 資料3 資料4</p>	<p>協議に入る前に、私から神奈川県屋外広告物条例についてご説明させていただきます。</p> <p>先ほど東岡所長から自然公園法における屋外広告物の審査基準についてご説明いただきましたが、箱根町の屋外広告物を規制する法令としてその他に神奈川県屋外広告物条例があり、本条例は神奈川県小田原土木事務所が所掌していますが、ここで概要のみ紹介させていただきます。</p> <p>まず資料3の2Pをご覧ください。県条例においては、禁止地域があります。これを箱根町に当てはめると、国立公園の特別地域(近隣商業地域及び商業地域を除く)が該当します。しかし、特別地域においても、屋外広告物が掲出されています。これについては、後ほどご説明いたします。</p> <p>次に3Pをご覧ください。許可地域についてはその区分がいくつかありますが、箱根町においては自然系許可地域及び住居系許可地域が該当します。つまり、箱根町は県条例に当てはめると、禁止地域、自然系許可地域、住居系許可地域に分けられます。</p> <p>そこで、7Pを見てください。規制を受けない広告物について示されていますが、ここに、自己用であってその表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域については5㎡以下)という記述があります。全てのケースに該当するというわけではありませんが、自然公園法においては表示面積の合計が10㎡以下という規制があるため、県条例では適用除外の屋外広告物が、自然公園法においては許可及び届出の対象となるケースが多いと考えられます。また、禁止地域となる自然公園法における特別地域は、5㎡以下でないと県条例は掲出できないため、実際は5㎡以下で環境省と土木事務所が連携して指導されていると考えます。(注:東岡氏に確認したもの。)</p> <p>以上が、当町における県屋外広告物条例の概要となります。</p> <p>次に、資料4をご覧ください。こちらに事務局からこれから</p>

	<p>策定するガイドラインの作成コンセプトについて案をお示しさせていただきました。</p> <p>提示したいコンセプトは大きく分けて4つとなります。</p> <p>まず、町の自然景観、街なみ景観に配慮する、というものです。原則、自然公園法における屋外広告物の審査基準に規定する、緑・白・茶・黒の4色をベースとし、周囲の景観と調和するものとしていきたいです。</p> <p>また、田邊先生のお話にもありましたが、高齢者、視覚障がい者、外国人等誰にでも分かりやすいサインとすることもコンセプトとして取り入れたいです。</p> <p>情報提供手段の側面からガイドラインのあり方について提示することもコンセプトにおいて提示したいと考えます。都市整備課</p> <p>都市整備課としては、周囲の景観に大きな影響を与える公共サインをできるだけ少なくしたいです。そのために、必要最小限の情報を掲出し、表示面積を減らすとともに、インターネットや紙媒体などの情報の代替策を思索し、それらと連携を図っていきたいです。</p> <p>最後になりますが、本ガイドラインの策定はただ町で統一したサインをつくるためのものではありません。景観条例を施行した景観行政団体として、今後は屋外広告物についてもその状況を把握し、町としての考え方を示していかなければならないと考えます。そのために、法令の権限委譲や独自条例の制定も視野に入れてはいますが、まず、町が先導的役割を担い、その規範を示すためのガイドラインの策定と位置付けています。ですので、屋外広告物全般について調査・研究し、その成果を民間事業者に提案していくことも視野に入れていきたいと考えます。</p> <p>これらご提示させていただいたコンセプト案についてご意見ををお願いします。</p>
協議	<p>前回の会議で改修予定の案内看板を具体的な題材として公共サインガイドラインの基準について調査・研究を行うこととしましたが、その後予算編成で改修に係る予算が削除されました。今後、本件に関する本会議での対応についてお訊きしたいのですが。(観光課)</p> <p>当課としても、案内看板の改修費用が削除されたのは大変残念です。会議結果の全庁への通知だけでなく、もっとしっかりとガイドラインの作成の考え方を示し、予算取りについ</p>

て後押しをすべきだったと感じています。改修自体は再来年度以降になってしまうとは思いますが、案内看板は公共サインガイドラインを調査・研究する上でモデルケースとして適切な題材であると考えますので、調査・研究材料として引き続き、本会議で取り扱うこととしていきたいです。(事務局)

改修については、再来年度への予算計上を検討していますが、改修する前に現在11箇所設置してある全町の案内板の設置場所が適切であるのか、利用状況はどうか等その有効性を検証する必要があると考えます。(観光課)

ガイドラインにはサインの配置基準を組み込んでいくことも検討していきたいです。(事務局)

予算が削除されたことは大変残念ではありますが、逆に時間的余裕ができたということで、より様々な面から検証することができると思います。

今回田邊先生に公共サインについてご講義いただきましたが、ガイドラインの中に取り入れるべき基準が沢山あるのではないかと考えます。それら基準を作る上で、観光課で改修を予定している案内板をモデルケースとして調査・研究していきたいです。(事務局)

景観計画に規制及び窓口の一元化を研究課題として掲げています。現在、建築行為、屋外広告物の掲出等については、環境省、県、町でそれぞれ所掌している法令等があるため、事業者の手続きが非常に煩雑となっています。また、条例を施行した景観行政団体として景観に関連する法令は町で所掌していきたいと考えます。そこで、環境省から町へ自然公園法の建築、屋外広告物等の審査について権限委譲をすることができないのでしょうか。(事務局)

非常に難しいです。以前は法定受託事務として神奈川県が自然公園法の一部の事務を行っており、さらに県が町に一部の事務を委託していましたが、現在は神奈川県が公園法の事務を返上されています。国から町へ直接権限委譲することは法令上できませんので、神奈川県を通すこととなります。従って、権限を委託するのであれば、県神奈川の意向にもよりますが、自然公園法に規定された一部の事務をすべて県が町に権限を委託する可能性も考えられ、建築物、屋外広告物の行為の制限のみ、という方法は極めて難しいと考えます。(東岡氏)

	<p>資料4に示されているガイドラインの4つのコンセプトは非常に良いと考えます。この4つのコンセプトはそれぞれが独立しているのではなく、有機的につながっていると思います。景観に配慮した色彩で分かりやすいものとするには、自然公園法の審査基準にある茶地に白字というのは色覚バリアフリーの観点から見ても非常に良い配色ですし、それらを民間事業者へ提案していくことで、町の良好な景観につながるでしょう。講義においても申しあげましたが、サインだけに頼るのではなく、他の媒体を利用することも必要です。4つのコンセプトを絡めていくことで、良いガイドラインができるのではないのでしょうか。(田邊氏)</p> <p>方向性は良いと思います。先ほど申しあげました富士山標識類総合ガイドラインを策定した際に、サインを減らす計画も策定しました。民間の事業者も含めると、実施していくのはかなり大変なものではありますが、やはり、サインが増えると景観に影響を与えてしまうとともに、利用者に分かりづらくなってしまいますので、ガイドラインを設置した後に、どのように減らしていくかという調整も考えていかなければならないと思います。(東岡氏)</p>
結果	<p>箱根町公共サインガイドラインの作成コンセプトは、資料4に示した(案)のとおりメンバーに了承されたもの。今後はこのコンセプトに基づき、その基準について調査・研究していく。</p>

議題	2 その他
概要	<p>次回の会議開催日時は平成23年3月8日(火)午前9時30分～正午までとなったもの。</p>